

令和元年度 乙訓在宅療養児支援体制検討会 次第

日時：令和元年12月3日（火）

14時00分～16時30分

場所：京都府乙訓保健所 講堂

1 開 会

あいさつ

京都府乙訓保健所長 時田 和彦

2 議 事

(1) 乙訓在宅療養児支援体制検討会設置要綱の改正について（資料1、2、3）

(2) 乙訓地域における在宅療養児の現状について（資料4）

(3) 高度医療的ケアを受けている児の日常的受け入れ体制（集団保障等）について

① 保健所からの事例報告（資料5）

② 話題提供（資料6）

話題提供者 一般社団法人からふる乙訓 重心児童デイからふる・ぶらんしゅ
代表理事 神谷 真弓 氏

(4) 意見交換

3 その他の議題

京都府より（資料7）

4 閉 会

令和元年度 乙訓在宅療養児支援体制検討会 出席者名簿

令和元年12月3日

	所属(団体)名	職位	氏名
学識経験者	京都第一赤十字病院 総合周産期母子医療センター	新生児科部長兼センター長	西村 陽
医療関係者	一般社団法人乙訓医師会	小児・予防接種担当理事 (医療法人社団加藤小児科 院長)	加藤 博文
	社会福祉法人恩賜財団済生会京都府病院	小児科部長	勝見 良樹
	乙訓歯科医師会	副会長 (おおはし歯科口腔外科クリニック 院長)	大橋 建明
	乙訓訪問看護ステーション連絡会	代表 (京都府済生会訪問看護ステーション 所長)	小林 美保子
	乙訓地域リハビリテーション支援センター	コーディネーター (済生会京都府病院リハビリテーション科 技師長)	奥山 香奈
福祉関係者	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	代表 (NPO法人てくてく 事業統括本部長)	尾瀬 順次
	乙訓圏域障がい者相談支援事業所連絡会	代表 (乙訓ボニーの学校 施設長補佐)	山田 洋平
	重心児童デイ	代表 (重心児童デイ からふる・ぶらんしゅ 管理者)	神谷 真弓
保護者	障がいのある子とその家族のサークル	保護者	石井 恵
教育関係者	京都府立向日が丘支援学校	副校長	西野 園枝
行政関係者	向日市障がい者支援課	係長	山中 敦史
		主任保健師	園塚 暉
	向日市子育て支援課	副課長	中川 千恵子
	向日市健康推進課	副係長	大森 敦子
	長岡京市障がい福祉課	課長補佐	山田 一步
		保健師長	山崎 節子
	長岡京市子育て支援課	課長補佐兼保育係長	川端 岳雄
	長岡京市健康医療推進室	総作業療法士長	岡島 麻友美
	大山崎町福祉課(障がい担当)		欠席
	大山崎町健康課	課長補佐	山本 知美
	乙訓教育局企画教育課	課長	林 幹也
	乙訓教育局学校教育担当	指導主事	高平 秀揮
	障害者支援課	副主査	石川 恵美子
	こども・青少年総合対策室	主査	宮田 淳子
	乙訓保健所	所長	時田 和彦
事務局	乙訓保健所福祉室	室長	井上 裕之
	乙訓保健所保健室	室長	細野 幸代
		主査	諏訪 美佳
		主査	下山 美穂
		技師	中村 寛子

乙訓在宅療養児支援体制検討会設置要領 新旧対照表

現 行	改 正 案
(設置の目的) 第1条 乙訓保健所管内における、医療的ケア等を必要とする在宅療養児支援の連携体制を検討するため、「乙訓在宅療養児支援検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。	(設置の目的) 第1条 乙訓保健所管内における、医療的ケア（児）を含む在宅療養児支援の保健・医療・福祉・教育（等）の連携体制を検討するため、「乙訓在宅療養児支援検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。
(検討事項) 第2条 検討会の検討事項は次の各号に掲げる事項とする。 (1) 在宅療養児支援ネットワーク構築及び支援体制に関すること (2) 在宅療養児の実態把握に関すること (3) 社会資源に関すること (4) その他、必要な事項に関すること	(検討事項) 第2条 (略)
(構成) 第3条 検討会は、別表に定める委員をもって構成する。	(構成) 第3条 (略)
(座長) 第4条 検討会に座長を置く。 2 座長は、検討会を代表し、会務を総務する。 3 座長は、京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所長をもって充てる。 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。	(座長) 第4条 (略)
(検討会) 第5条 検討会は、座長が招集し、乙訓地域における在宅療養児の支援体制などに関する協議、決定を行う。 2 座長は、必要があると認められたときは、構成員以外の者の会議への出席および意見を求めることができる。 3 座長が必要と認めた時は、検討会に部会を置くことができる。	(検討会) 第5条 (略)
(事務局) 第6条 検討会の事務局は、京都府乙訓保健所内に置く。	(事務局) 第6条(略)
(雑則) 第7条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長と事務局が別に定める。	(雑則) 第7条 (略)
附則 この要領は、平成25年8月29日から施行する。	附則 この要領は、平成25年8月29日から施行する。
	附則 この要領は、令和 年 月 日から施行する。